

令和4年度

定期監査報告書

定期監査実施日

令和4年11月1日

西和賀町監査委員

◆公有財産は関係法令等に基づき適正に管理されているか

西和賀町財務規則 第10章 財産

●第1節 公有財産

- ・ 公有財産に関する事務 (第175条)
- ・ 財産の取得 (第176条)
- ・ 財産取得の通知等 (第177条)
- ・ 財産の管理 (第178条)
- ・ 財産台帳 (第179条)
- ・ 価格の再評価 (第180条)
- ・ 行政財産の用途の変更 (第181条)
- ・ 行政財産の所管替え (第182条)
- ・ 行政財産の用途の廃止 (第183条)
- ・ 行政財産の目的外の使用 (第184条)
- ・ 教育財産の使用許可の協議 (第185条)
- ・ 普通財産の貸付け (第186条)
- ・ 普通財産の貸付け以外の使用 (第187条)
- ・ 普通財産処分の通知 (第188条)
- ・ 延納の場合の担保 (第189条)
- ・ 延納利息 (第190条)

●第2節 物品

- ・ 整理の原則 (第191条)
- ・ 管理の義務 (第192条)
- ・ 保管の原則 (第193条)
- ・ 物品調達計画 (第194条)
- ・ 分類 (第195条)
- ・ 物品の価格 (第196条)
- ・ 取得 (第197条)
- ・ 受入れ (第198条)
- ・ 備品の表示 (第199条)
- ・ 共用 (第200条)
- ・ 分類換え (第201条)
- ・ 所管替え (第202条)
- ・ 返納 (第203条)
- ・ 供用不適品の報告 (第204条)
- ・ 不用の決定等 (第205条)
- ・ 売払い (第206条)
- ・ 重要物品 (第207条)
- ・ 修繕又は改造 (第208条)
- ・ 占有動産 (第209条)

監査の対象部署

全部署

監査日

令和4年11月1日（火）

監査の範囲

- ・ 備品の管理は適正に行われているか。
- ・ 備品管理に関する規則（西和賀町財務規則）は適正か。

監査の方法

事前に全部署から備品管理票の提出を求め、備品管理一覧表と突合した。さらに、必要に応じて担当部署から備品管理体制について説明を求めた。

また、財務規則の物品（備品）に関する各条文（第191条から第209条）について、会計管理者と質疑応答を行った。

監査の目的

備品の管理機能を有する財務システムも含め、備品管理の状況を監査することにより問題点を検証するとともに、今後の適正な備品管理に資することを目的とする。

監査の主な着眼点

- 備品管理票が適正に整備されているか。
- 廃棄、所管換の手続きは適正か。
- 物品分類基準表は適正か。

監査結果

物品（備品）は、地方自治法第237条第1項において「財産」として位置づけられ、その運用管理については、地方財政法第8条において「地方公共団体の財産は常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」と規定されていることから、常に本法令を念頭に置きながら適切な管理及び有効利用に取り組んでいただきたい。また、厳しい財政状況が続く本町において、購入した備品は町の貴重な財産であり、厳密な管理が求められる。

今回の監査では、西和賀町財務規則と現状の財務会計システムにおける運用が確立されていない部分も見受けられたため、整合性を図るほか物品分類基準表の見直しも検討していただきたい。また、備品の定期的な確認についても時期や方法等を検討していただきたい。

備品に関する監査は前年度の定期監査でも実施しているが、全庁的に関係書類の不備、備品管理に関する意義や重要性の認識が低いなど、課題の多い監査結果であった。

このため、本年度も前年度に引き続き備品関係を対象とし、前年度定期監査以降の改善状況などを検証しながら監査を実施した。その結果、備品管理をする上で重要な備品管理票がほぼ整理されるなど、これまでの監査指摘を踏まえて各部署が改善に向けて真摯に取り組んだほか、備品を管理し、管理に係る指導を行う立場にある会計管理者及び会計課の全庁的な啓発や適切な指導による成果も大なるものと評価したい。今後もさらに備品管理事務の適正化を図り、その管理体制

制を確立していただきたい。

※財産管理根拠の抜粋

地方自治法第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第 238 条の 5 第 2 項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第 3 項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

地方自治法第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品を（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。

3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有権」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方財政法第 8 条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。